

函館市出資団体等文書管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市公文書等管理条例（令和7年函館市条例第59号。以下「条例」という。）第36条に規定する市長の所管に属する出資団体等の文書の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(出資団体等)

第2条 条例第36条の規定により出資団体等として市長が定めるものは、次に定めるとおりとする。

- (1) 市が資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）の4分の1以上を出資している法人で別表1に定めるものおよび資本金等の4分の1未満を出資している法人で別表2に定めるもの
- (2) 市から継続的（前々年度から当該年度まで引き続いていることをいう。）に補助金、負担金および交付金を受けている法人または団体

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

一般財団法人函館市住宅都市施設公社
公益財団法人北海道学術振興財団
公益財団法人函館地域産業振興財団
函館山ロープウェイ株式会社
株式会社はこだてティーエムオー
一般財団法人函館国際水産・海洋都市推進機構
株式会社はこだて西部まちづく R e - D e s i g n

別表 2（第 2 条関係）

函館サイロ株式会社
一般財団法人北海道大沼国際交流協会